

川崎市告示第471号

「登戸2号街区公園の魅力向上に向けた Park-PFI 事業」に係る
認定公募設置等計画の変更について

都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）第5条の6第2項に基づき、標記事業における設置等予定者の認定公募設置等計画を変更しましたので、同法第5条の6第3項に基づき、次のとおり必要事項を告示いたします。

令和7年9月12日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 当該認定公募設置等計画を変更し、認定した日

令和7年9月12日

- 2 認定の有効期間

公募対象公園施設における設置管理許可開始日から最長20年間

- 3 指定した公募対象公園施設の場所

登戸2号街区公園内指定場所（別紙参照）

- 4 変更の内容

- ・公募対象公園施設の整備内容の変更
躯体及び内装材の一部仕様の変更（国産木材の活用）
コミュニティ菜園の設置
- ・事業実施体制の変更
- ・事業スケジュールの変更

